

2 農地中間管理機構関連農地整備事業〈公共〉

[平成31年度予算概算要求額 94,864 (66,731) 百万円の内数]

<対策のポイント>

農地中間管理機構への貸出しの増加が見込まれる中で、担い手は基盤整備が十分に行われていない農地を借り受けず、機構に貸し出す所有者は基盤整備を行う用意がないことから、担い手への農地集積が進まないおそれがあります。このため、**機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が行う基盤整備を支援します。**

<政策目標>

担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [平成35年度まで]

<事業の内容>

1. 農地整備事業

- 対象工種：区画整理、農用地造成
- 附帯事業：機構集積推進事業等
(推進費として**事業費の12.5%等を全額国費**で交付)
- ※ 転用防止措置：所有者が農地中間管理権を解除した場合等には特別徴収金を徴収等
- ※ 機構は、農地中間管理権の取得等の際に、本事業が行われ得る旨を所有者等に説明

2. 実施計画等策定事業

- 農地整備事業の実施に必要な**実施計画や換地計画の策定**のための調査・調整等を支援します。

<実施要件>

- 事業対象農地の**全てについて、農地中間管理権が設定**
- 事業対象農地面積：**10ha以上 (中山間地域は5ha以上)**
(事業対象農地を構成する各団地：**1ha以上 (中山間地域は0.5ha以上)**のまとまりのある農地)
- **農地中間管理権の設定期間が、事業計画の公告日から15年間以上**
- 事業対象農地の**8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化**
- 事業実施地域の**収益性が事業完了後5年以内 (果樹等は10年以内) に20%以上向上**等

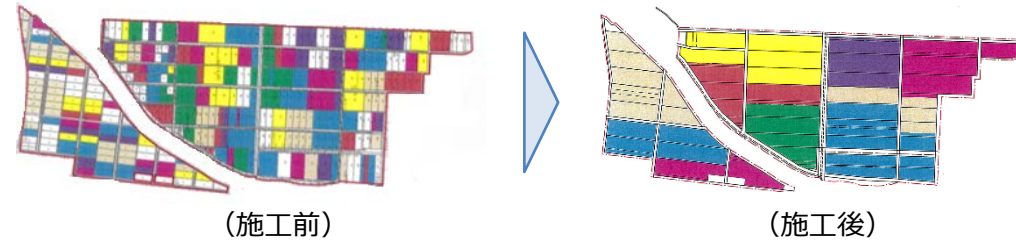
<事業の流れ>



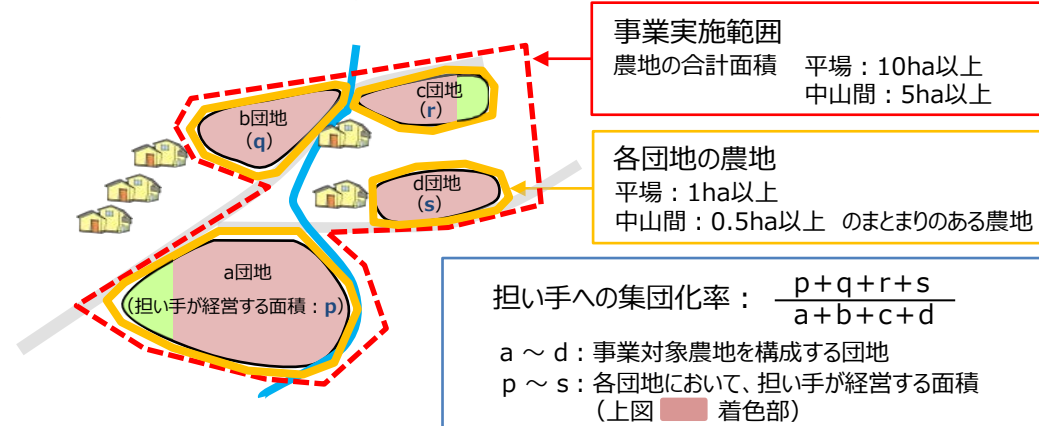
※農地整備事業の場合

<事業イメージ>

機構が借り受けている、まとまりのある農地を対象に区画整理等を実施。
(機構を通じて、担い手は利用しやすい農地を長期・安定的に借り受けることが可能。)



<農地面積・集団化の考え方>



[お問い合わせ先] 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)